

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月5日 21時01分ごろ
発生場所	福岡県北九州市 <sup>わいた</sup> 脇田漁港北方沖 脇田港沖防波堤南灯台から真方位000° 3,000m付近 (概位 北緯33° 57.6′ 東経130° 43.9′)
事故の概要	油タンカー十一月丸 <sup>つぎ</sup> は、西進中、また、漁船海栄丸 <sup>かいえい</sup> は、南進中、両船が衝突した。 十一月丸は、球状船首部に塗料付着を生じ、また、海栄丸は、左舷中央部外板に亀裂を伴う凹損を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月8日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 十一月丸、496トン 133655、月丸海運株式会社 B 漁船 海栄丸、4トン FO3-30526、個人所有 第290-22847号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に塗料付着 B 左舷中央部外板に亀裂を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、前路を同航する引船列を追い越そうとして引船列に注意を向けていた。 船長Bは、船首方に見える脇田漁港の街明かりを目標にして航行しており、本事故後、街明かりにA船の灯火が紛れたのではないかと思った。
分析	A船は、船長Aが、前路を同航する引船列に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首目標とする街明かりに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船の船長A及びB船の船長Bが、共に見張りを

	適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	---